

6精財電第542号
令和6年10月21日

近畿中部防衛局長 池田 真人 様

精華町長 杉浦 正省
(公 印 省 略)

陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等整備について（照会）

標記のことについて、別紙に記載の質問事項について、回答をお願いします。

質問事項

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|---|---|--|
| 1 | <p>この間の調査結果に関して、 ①分屯地外で明らかとなっている断層に関し、分屯地内の延長線上の現地調査はしたのか。 ②火薬庫配置候補地に、断層がないことを確認したのか。</p> | |
| 2 | <p>火薬庫の強度・耐震性に関して、 ①従来の回答は、一般論ではなく祝園分屯地固有のものとして理解してよいか。 ②震度7に耐えうると説明されている。解釈として、火薬庫自身が倒壊しないという意味なのか、又は保管している火薬類に異変が生じないという意味なのか、どちらと理解すればいいのか。 ③火薬庫内の弾薬類が爆発しえない理由を科学的に説明されてたい。また、どのような条件下で爆発の危険性が高まるのかを科学的に説明されたい。</p> | |
| 3 | <p>環境保全に関して、 ①PFAS自体を「現在保有していない」との回答でした。含有されている物質（撥水性・テフロン加工など）の保有もないのか。 ②過去における保有・使用に関して、2010年以前のデータの保有を明確に回答されていない。PFASの特性からも、探して明示されたい。 ③分屯地内で使用する水は、自己浄水・自己浄化と認識している。排水時の浄化能力と化学物質の除去能力の有無を明確にされたい。</p> | |
| 4 | <p>危険性と安全確保に関して、 ①前回回答の震度のみならず、ガル・マグニチュードなど科学的な回答を。 ②弾薬を自衛隊員が扱う際の安全確保策を示されたい。 ③前回回答14-④にある「誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではありません」の解釈を分かりやすく示されたい。</p> | <p>①前回回答の震度のみならず、ガル・マグニチュードなど科学的な回答を。 ②弾薬を自衛隊員が扱う際の安全確保策を示されたい。 ③前回回答14-④にある「誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではありません」の解釈を分かりやすく示されたい。</p> |
| 5 | <p>隊員に関して、 ①この間、マスコミ報道だけでも、頻繁に自衛官がらみの事故・事件が報道されている。業務上の秘密漏洩やハラスメント、プライベート面でも多々の反道徳的行為が散見される。総合的な対策を伺う。 ②前回回答では「新隊員教育」においてはと限定的な回答だった。法令順守・ハラスメント・人権尊重は、初任時だけでなく継続的になされるべきと考える。再度、隊員教育システムを明確にされたい。</p> | <p>①この間、マスコミ報道だけでも、頻繁に自衛官がらみの事故・事件が報道されている。業務上の秘密漏洩やハラスメント、プライベート面でも多々の反道徳的行為が散見される。総合的な対策を伺う。 ②前回回答では「新隊員教育」においてはと限定的な回答だった。法令順守・ハラスメント・人権尊重は、初任時だけでなく継続的になされるべきと考える。再度、隊員教育システムを明確にされたい。</p> |
| 6 | <p>自衛隊・基地情報に関して、これまでの回答では「能力が明かになる恐れがあり、答弁控える」旨が多用された。しかし、この間の地上波テレビ番組でも、トップシークレットとされている潜水艦の内部にカメラが入り、若手隊員の訓練状況を顔出しでの取材を許可されている。明らかにダブルスタンダードである。また、秘匿すればするほど、住民の中での不安が増殖する。その結果、「危険な精華町から転出したい」との声も出始めている。 ①今回も「火薬庫8棟」と種類と量数を明確にされており、回答に整合性がない。住民の不安解消のためには、真の防衛機密以外の説明は、積極的にされるべきと考える。基本的見解を伺う。 ②「抑止力論」は、理論的に崩壊している。それは、各国の防衛力・軍事力は可変であること。つまり、常に相手国より上の意識が働くので、絶対的な抑止力は存在しえないことにある。仮に抑止力があるとしても、80数年前の我が国の戦い方、またこの間の国際情勢からも、「勝てないかもしれないが攻撃する」精神を持つ個人や組織・国が存在する。見解を伺う。</p> | <p>①今回も「火薬庫8棟」と種類と量数を明確にされており、回答に整合性がない。住民の不安解消のためには、真の防衛機密以外の説明は、積極的にされるべきと考える。基本的見解を伺う。 ②「抑止力論」は、理論的に崩壊している。それは、各国の防衛力・軍事力は可変であること。つまり、常に相手国より上の意識が働くので、絶対的な抑止力は存在しえないことにある。仮に抑止力があるとしても、80数年前の我が国の戦い方、またこの間の国際情勢からも、「勝てないかもしれないが攻撃する」精神を持つ個人や組織・国が存在する。見解を伺う。</p> |
| 7 | <p>1960年の「確認書」に関し、国会・町議会などで「契約的意味合いのない文書」と条件つけずに明言されている。 ①その場合、確認書内にある「核兵器持ち込まず」も、約束できないものと解釈できる。そのような理解でよろしいか。 ②契約的意味合いのないとの解釈は、誰が・いつ有権的に確定させたのか明確にされたい。</p> | <p>①その場合、確認書内にある「核兵器持ち込まず」も、約束できないものと解釈できる。そのような理解でよろしいか。 ②契約的意味合いのないとの解釈は、誰が・いつ有権的に確定させたのか明確にされたい。</p> |
| 8 | <p>事故を含む有事の対応に関して、 ①精華町消防本部との関係・連携・情報共有は、説明された。要は、全住民を安全・迅速・確実に避難させるかどうか問われている。前回回答では、政府がその主体であり、自治体や消防はその指揮下で協力すると解釈できる。全住民の完全避難計画を明確に示されたい。 ②前回回答で、政府が精華町内のいくつかの施設を「緊急一時避難施設」に指定していることを理解した。指定施設は、町の防災計画にも明記されておらず、表示もされていない。この施設が果たす役割や施設スタッフの義務などに関して、分かりやすく説明されたい。</p> | <p>①精華町消防本部との関係・連携・情報共有は、説明された。要は、全住民を安全・迅速・確実に避難させるかどうか問われている。前回回答では、政府がその主体であり、自治体や消防はその指揮下で協力すると解釈できる。全住民の完全避難計画を明確に示されたい。 ②前回回答で、政府が精華町内のいくつかの施設を「緊急一時避難施設」に指定していることを理解した。指定施設は、町の防災計画にも明記されておらず、表示もされていない。この施設が果たす役割や施設スタッフの義務などに関して、分かりやすく説明されたい。</p> |
| 9 | <p>前記7でも記述したが、「核持ち込まず」まで約束事でないとの見解を確認した。そうであるならば、分屯地およびその周辺における放射線の定点測定と公表が、住民の信頼を得る方法となる。実施されるのか示されたい。</p> | <p>前記7でも記述したが、「核持ち込まず」まで約束事でないとの見解を確認した。そうであるならば、分屯地およびその周辺における放射線の定点測定と公表が、住民の信頼を得る方法となる。実施されるのか示されたい。</p> |

10 住民との向き合い方に関して、自治体の長や議員の根源は、自治体住民です。しかし、この間の住民との対応では、数カ月間回答をしない（その間、自治体には対応している）、文書での回答を拒否されるなど、民主主義の基本理念にそぐわない対応をされている。

①防衛政策も、国民の理解があつてこそ実効性が確保される。その視点からも、国民に対する真摯な説明をされない理由を伺う。

②前記の対応をされてきた理由を示されたい。

③自治体や議会に対する説明時にも、「適切」などの受け手の解釈に委ねる用語を多用されている。これは、丁寧な説明でもなく、将来にわたり解釈相違を発生させるリスクがある。具体的な説明を求めるが、いかがか。

④これまでは、火薬取締法などを遵守する旨の回答をされている。しかし、自衛隊法は法体系上特別法であり、自衛隊法に定めがある場合は一般法を遵守しないことも理論上は可能である。そのことを一切明言されないことは、かえって不信を増幅させる。特別法理を発動しないと明言できないなら、具体例示を基に自治体及び住民に真摯に説明すべきと考えるが、見解を伺う。